

毎週火、金曜日発行(但休日に当るは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十九年度米子図書館外二箇所  
の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第百三十四号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十九年  
度に係る米子図書館、鳥取図書館及び科学博物館の定期  
監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年二月二十九日

|         |      |
|---------|------|
| 鳥取県監査委員 | 松本利治 |
| 同       | 山本四郎 |
| 同       | 大西節夫 |
| 同       | 近藤伝一 |

### 監査箇所 執行年月日

|       |           |
|-------|-----------|
| 米子図書館 | 昭和三十年十月五日 |
| 鳥取図書館 | 同 十月六日    |
| 科学博物館 | 同 十月二十一日  |

米子図書館 昭和三十年十月五日監査

監査委員 松本利治

### 監査概況

一 当館の蔵書等の状況は県分一万一千三百七十八冊(内貸出文庫用六千四百三十四冊)米子市委託図書一万二千八百三十四冊、計二万四千二百十二冊、その他資料として三万一千四百八十五冊、洋楽レコード四十二枚、ナトコフィルム二百四十一本等であつて、本館位置が好適地にある関係と内容の充実によつてその利用が年々増加していることは結構である。

二 しかしながら当館においても鳥取図書館について述べた如く、移動図書館を設置し、効率的活動せしむることが適当と認められた。

すなわち、日野分館利用者は一日平均九十名で、うち一般が十七名、その他学生児童となつている。これらは主に地理的環境によるもので、折角の施設の普遍的利用が出来ない実情であり、都市偏重の嫌が少くないので、巡回自動車の配置等により、地域社会に即応する活動が望ましい。

三 開架式により施設はますます狭隘となり、廊下に書棚を配置している状況で保管管理に苦慮しているが、特に郷土文献三百六十七冊に対する管理が不充分であるので、書庫施設を築造し保管管理の万全を期するよう主管当局は考究善処すべきである。

鳥取 図書館 昭和三十年十月六日監査

監査委員 山本 四郎

監査概況

一 当館は本館のほか、八頭、気高、倉吉の各分館を設置し、十万九千二百余冊の図書を備えてこれを閲覧又は貸出に供し、本年度中利用書籍延三十五万五千余冊、

閲覧者本館延十五万四千二百余人、八頭分館四万九千七百余人、気高分館二万五千九百余人、倉吉分館六万一千六百余人、計二十九万一千余人で、年々増加の傾向にあり、また郷土資料その他諸資料を収集整理して一般公衆の利用に供し館の施設を活用して各種会合及び視聴覚教育に資する等県民の教育、文化の発展に寄与していることは結構である。

二 しかしながら之が運営については管内の地理的事情並びに利用者が館所在地附近の学生生徒児童で八割以上を占められている実情及び気高分館の実績等からして移動図書館の充実が必要と認めるので機動力の増強について特に考究善処を望む。

三 本館施設設備の充実について一層配意が望ましい。特に講堂の修理、内外壁の塗装整備及び便所の改装等が緊要と認められた。

四 倉吉分館は民家の二階四十坪を借用しているが、現状をもつては図書館運営上種々支障が多い。目下旧倉吉市庁舎について折衝中であつたが将来独立館と

して昇格を考慮し、特に慎重検討の上整備充実に努力されたい。

五 蔵書の管理についてその廃棄処分状況を見るに、昭和二十七年以降不明となつた一般六百一十一冊、児童一百一十一冊、計七百二十二冊の図書を本年度まで保留の上処分し、更に本年度内に事故発生のおよ七百七十二冊に對しては現在保留中であつたが、毎年相当冊数の図書が不明となつている実情にかんがみ保管管理に特に注意し、遺漏のないよう慎重を期することが肝要と認められた。

科学博物館 昭和三十年十月二十一日監査

監査委員 松本 利治

同 山本 四郎

同 近藤 伝一

監査概況

一 植物、鳥類、貝類、昆虫、考古関係等の各種の資料にして、標本完成したものの中、展示室の狭隘、陳列、

ケースの不足等のため、未陳列のまま倉庫、研究室等に死蔵しているものが約八千八百点あり、これら貴重なる資料を一般大衆へ展示して広く活用することが適当と思はれるので、これが活用について配意されたい。また世話課が倉庫に使用している部分及び遊休ベランダに適宜施工する等工夫を加え当館本来の目的に全館使用方考慮せられたい。

二 当館に郷土室を開設し、特に郷土の歴史、芸術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し利用に供することは、地方博物館として望ましいから工夫努力されたい。

なお貴重或いは高価なため、入手困難なもので県内に所在するものについては、その所在及び参考事項等を記録し、利用の便に供する態勢の確立が緊要と思はれるので考究されたい。

三 経理出納その他事務は概ね適正と認められたが、中国電力会社提供による電気施設展示を無契約で行つていたので、施設管理の面から契約を締結し置くのが適当と

認められる。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町  
印刷所 鳥取県鳥取市東町